

## 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付要領

### (目的)

第1条 この要領は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「高知県社協」という。）が実施する介護福祉士・社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）について、その貸付方法や事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

### (貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものであること。

#### (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 「社会福祉士及び介護福祉士法」第39条第1号から第3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学する者

イ 「社会福祉士及び介護福祉士法」第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学する者

(2) 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、別表1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者

(3) 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 第3条第4項に定める生活費の加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 貸付申請時に生活保護世帯の者

(2) 前号に準ずる経済状況にある者として、「介護福祉士等修学資金貸付事業にかかる都道府県知事が必要と認める者の範囲について」（平成25年5月2日付け25高福政第122号高知県知事通知）に基づき高知県知事が必要と認める次に掲げる者

ア 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金

## の減免

(エ) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

イ 上記アによりがたい場合は、高知県知事が個別に判断する。

(貸付期間、貸付額及び利子)

第3条 貸付期間は、養成施設等に在学する期間とする。

2 前項に規定する「養成施設等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めることができるものとする。

3 貸付額は、月額5万円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として20万円以内を、最終回に就職準備金として20万円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができる。

また、第2条第1項第1号アの対象となる者が、国家試験を受験する意志がある場合は、国家試験受験対策費用として、卒業見込み年度とその前年度の2年間について、年額4万円以内を貸付けできる。

4 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表2に定める額を加算することができるものとする。なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。また、学費相当分（月額5万円以内）を貸し付けずに、生活費の加算分のみを貸し付けることはできない。

5 利子は、無利子とする。

(貸付申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 身上調書（第2号様式）

(2) 養成施設等からの推薦状（第3号様式）

(3) 世帯全員の住民票

(4) 世帯の全員及び連帯保証人の所得証明書（通学の学生、生徒及び未就学児を除く）

(5) 個人情報取扱いについて（同意書）

(6) その他必要と認められる書類

2 貸付申請者が未成年者であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人等）が連署しなければならない。

(生活費加算の貸付申請)

第4条の2 第3条第4項に定める生活費の加算を受けようとする者は、第4条第1項の各号に掲げる書類に加えて、次の各号に掲げる書類を高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 第2条第2項第1号の場合、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

(2) 第2条第2項第2号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況であることを確認できる書類

2 養成施設等への合格前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が生活費加算の貸付けを希望する場合は、第4条第1項第1号及び第3号から第6号の書類に加えて、次の書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

(1) 学業が優秀であることを確認する書類

ア 貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書

イ 上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就労意思等

3 第2条第2項第1号の場合、高知県社協会長は、当該貸付申請者の生活保護の事務を取り扱っている福祉事務所長に、貸付けによる自立助長の効果に対する意見を求めるものとする。

(連帯保証人)

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則2名立てなければならない。ただし、家庭の状況等から連帯保証人を2名立てることができない、真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。

2 貸付申請者が未成年である場合には、連帯保証人1名は法定代理人(親権者、未成年後見人等)でなければならない。

3 連帯保証人は、成年の者で、前項の法定代理人の場合を除き、貸付申請者の世帯と生計を異にする者でなければならない。

(貸付の選考及び決定)

第6条 高知県社協会長は、貸付申請者から提出された貸付申請について、別に定める介護福祉士等修学資金貸付選考会(以下「選考会」という。)に諮り選考するものとする。

2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。

3 貸付けの決定を受けた者は、高知県社協が指定する日までに借用証書(第4号様式)を提出しなければならない。

(生活保護世帯の者の貸付決定等)

第6条の2 高知県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に通知するものとする。

2 生活費の加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないことから、高知県社協会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されているか確認するものとする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設等に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

(2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

(連帯保証人の変更)

第6条の3 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不相当と認めて変更を命じたときは、直

ちに連帯保証人変更届出書（第14号様式）に保証書（第15号様式）及び連帯保証人の所得証明書を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

（修学資金の交付）

第7条 修学資金の交付は、年2回とし、原則として口座振込によるものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受ける者は、あらかじめ修学資金の振込先を高知県社協会長に届け出（第5号様式）なければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、すみやかに変更後の振込先を高知県社協に届け出（第5号様式）なければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受ける者は、4月及び10月の各末日までに請求書（第6号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。
- 4 貸付対象者の授業料の滞納があるなど、貸付金が適正な用途に活用されていない場合は、高知県社協会長は貸付けを一時停止することができるものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第8条 高知県社協会長は、貸付けの決定又は交付を受けている者が次の各号の一に該当するときは、その契約を解除するものとする。この場合にあつて、第1号及び第4号については、当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

- （1）退学したとき
  - （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
  - （3）学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
  - （4）死亡したとき
  - （5）修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
  - （6）その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

（返還債務の当然免除）

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- （1）養成施設等を卒業した日から1年以内に、別表1に定める区域及び職種の業務に従事し、かつ、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したとき。
    - ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間
    - イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合 3年間
    - ウ 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内の者）が当該業務に従事した場合 3年間
  - （2）第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の場合、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。

ただし、当該業務従事期間には算入しない。

- 3 従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「養成施設等の卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- 5 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が別表1に定める職種として従事することができなかった場合であって、別表1に定める職種の業務を行う施設・事業所等において、養成施設卒業後1年以内に別表1に定める職種以外の職種に採用された者については、高知県社協会長が本人の申請に基づき別表1に定める職種に従事する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 6 ホームヘルパー・家政婦等の非常勤・パートの業務に従事した者については、当該事業所等に在籍した期間が1,825日以上であり、かつ、業務に従事した日数が900日以上であることを要すること。

ただし、第9条1項第1号のイまたはウに該当する者については、当該事業所等に在籍した期間が1,095日以上であり、かつ、業務に従事した日数が540日以上であること。

なお、同時に2以上の事業所等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

#### (返還の債務の裁量免除)

第9条の2 高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 修学資金の貸付けを受けた期間以上別表1に定める区域及び職種の業務に従事したとき  
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部

2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

3 第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

4 裁量免除の額は、別表1に定める区域及び職種の業務に従事した月数を、修学資金の貸付けを受けた月数（この月数が24に満たないときは24とする。）の2分の5（第9条第1項第1号の

イ及びウに該当する場合は2分の3)に相当する月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。)に乗じて得た額とする。

#### (返還債務の免除申請及び決定)

第9条の3 第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者(以下「免除申請者」という。)は、修学資金返還免除申請書(第7号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、第9条の2に規定する返還債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、選考会に諮り審査するものとする。

3 高知県社協会長が前条第1項第2号に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について高知県知事の承認を得るものとする。

4 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

#### (返還)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金を返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は別表1に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき。

(3) 別表1に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 生活費の加算がない場合

修学資金の貸付けを受けた期間(修学資金が貸付けられなかった期間を除く)の2倍に相当する期間とする。ただし、第3条第3項ただし書きの規定に基づく入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加えるものとする。

(2) 生活費の加算がある場合

修学資金の貸付けを受けた期間(修学資金が貸付けられなかった期間を除く)の4倍に相当する期間とする。

3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。返還額は、月賦の場合にあっては次の1号に定める額、半年賦の場合にあっては次の2号に定める額とする。

(1) 貸付けを受けた修学資金の額を、前項の期間(月数)で除した額以上の額

(2) 貸付けを受けた修学資金の額を、前項の期間(月数)で除した額の6倍以上の額

#### (返還の債務の履行猶予)

第11条 当然猶予

高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

## 2 裁量猶予

高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 別表1に定める区域及び職種の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予申請及び決定)

第11条の2 返還の債務の履行猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、修学資金返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

2 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 修学資金の貸付けの決定又は貸付けを受けた者が、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第9号様式）しなければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。
- (4) 修学資金の借受けを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けの決定又は貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出（第10号様式）しなければならない。

3 修学資金の貸付けの決定若しくは貸付けを受けた者、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第11号様式）しなければならない。ただし、第5項に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。

4 修学資金の貸付けを受けた者が、別表1に定める区域及び職種の業務に従事したときは業務従事届（第12号様式）により、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。また、当該業務従事先に1年を超えて従事する場合は、業務従事後1年ごとに業務従事届（第12号様式）を提出するものとする。

5 前項の業務従事届（第12号様式）を提出した者が別表1に定める区域及び職種の業務従事先を変更したときは、変更後の業務従事届（第12号様式）に変更前の業務従事期間証明書（第13号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。

6 修学資金の貸付けを受けた者が養成施設等を卒業し、介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行った場合は、すみやかにその登録証の写しを高知県社協に提出しなければならない。

い。

- 7 修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は修学資金返還届（第16号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。
- 8 修学資金の貸付けを受けた者が、当該養成施設等を卒業した日から1ヶ月を経過した時点で介護福祉士国家試験若しくは社会福祉士国家試験に合格していないとき、又は別表1に定める区域及び職種の業務に従事していないときは、卒業後状況届（第17号様式）をすみやかに高知県社協会長に提出しなければならない。

（他種の養成施設等）

第13条 第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項第2号に規定する「他種の養成施設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

（勤務期間の計算）

第14条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（延滞利息）

第15条 第10条第1項の規定により修学資金を返還しなければならない者が、正当な理由がなく同条第2項に定める期間の最終日（以下この条において「最終返還期限」という。）までにこれを返還しなかったときは、当該最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

- 2 当該延滞利子が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

（実施細目）

第16条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （平成28年 3月22日制定）

- 1 この要領は、平成28年 3月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、平成28年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を決定する者の修学資金の貸与及び返還について適用し、同日前に修学資金の貸与を決定した者の修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 22 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

## **別表 1** 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

対象となる業務は、以下の業務従事区域及び職種とする。

### **1 業務従事区域**

#### **(1) 高知県の区域**

#### **(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域**

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

#### **(3) 東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）**

### **2 職種**

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「業務の範囲等の通知」という。）に基づいた次に掲げる職種

#### **(1) 相談援助業務** 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

（例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員等）

#### **(2) 介護等の業務** 「業務の範囲等の通知」の別添2に定める職種

（例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員等）

#### **(3) 当該施設の長** 「業務の範囲等の通知」に定める当該施設の長

**別表 2**

(単位：円)

年齢	級 地 区 分					
	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。